

八郎潟町公共汚水ます等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道に汚水を排出するために取り付ける公共汚水ます及び取付管（以下「公共汚水ます等」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 公共汚水ます等は、公道及び公道に準ずる私道の境界から、おおむね1メートル以内の位置に設置するものとする。ただし、石積、堀その他の障害物のため当該位置に公共汚水ます等を設置することが著しく困難なときは、この限りではない。

2 前項に規定する道路境界は、当該道路が建築基準法第42条第2項に規定する4メートル未満の道路である場合は、当該道路の中心から2メートルの線を境界線とみなして適用する。

(設置個数)

第3条 公共汚水ます等は、1画地につき1個を設置できるものとする。ただし、運動場、倉庫、駐車場等の利用に供するものであって、公共汚水ます等を設置する必要がないと認められる場合には、公共汚水ます等を設置することができないものとする。

2 前項の1画地とは、土地1筆を1画地とする。ただし、土地の形状、利用状況等から見て一体と認められる2筆以上の土地にあっては、当該2筆以上の土地を合わせて1画地とする。

(設置の申請及び決定)

第4条 公共汚水ます等の設置を必要とする者は、公共汚水ます等設置申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 汚水を公共下水道に排水するために他人の所有する土地に公共汚水ます等を設置しなければならないときは、当該申請書に公共汚水ます等設置承諾書（様式第2号）を添付しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、公共汚水ます等の設置の可否及び費用負担の別を決定し、公共汚水ます等設置決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(増設又は変更の要件)

第5条 公共汚水ます等は、次に掲げる場合のほか増設又は変更を認めないものとする。

- (1) 土地の利用形態の変更により、所有権移転又は借地権等を設定し、汚水を排水することが明らかで既設公共汚水ます等に接続することが不可能な場合
- (2) 建築物等の増改築又は新築に伴い、汚水を既設公共汚水ます等に接続することが不可能な場合
- (3) 1画地の面積が500平方メートルを超えるときで、技術的に排水が困難であると管理者が認めた場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、町長が増設又は変更をやむを得ないと認める場合
(増設又は変更の申請及び決定)

第6条 公共污水ます等の増設又は変更を必要とする者は、公共污水ます等増設・変更申請書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、公共污水ます等の増設又は変更について準用する。

3 管理者は、第1項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、公共污水ます等の増設又は変更の可否及び費用負担の別を決定し、公共污水ます等増設・変更決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(費用負担)

第7条 公共污水ます等の設置、増設又は変更に要する費用負担は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項に該当する場合は町負担とする。

(2) 第5条第1号から同条第3号までのいずれかに該当する場合は行為者負担とする。

(3) 第5条第4号に該当する場合は、その都度町長が定める。

(維持管理等)

第8条 公共污水ます等の設置に係る当該土地の使用期間は設置期間とし、その使用料は無料とする。

2 設置後の公共污水ます等の所有権は、費用負担にかかわらず町に帰属する。

3 公共污水ます等の維持管理は、町が行う。

4 使用者に起因し、公共污水ます等の機能に支障が生じたときは、使用者の責任において取替え又は補修し、機能を回復しなければならない。

5 公共污水ます等の点検、取替、修繕等に支障となる施設、工作物等を設けてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に、現に設置してある公共污水ます等は、この要綱の規定に基づいて設置されたものとみなす。